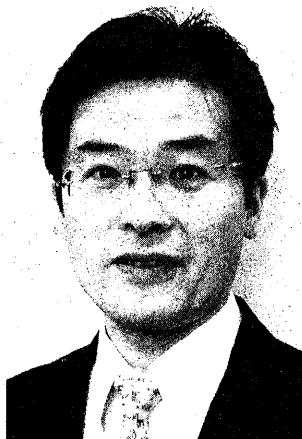


経済教室

荒井 耕 一橋大学教授

ポイント

- 。法人の視点ないと経営実態把握できない
- 。医療経済実態調査は併営状況を考慮せず
- 。厚労省が主導し事業報告書の早期収集を



あらい・こう 71年生まれ。一橋大商卒、同大博士(商学)。専門は医療分野の管理会計

診療報酬の改定に際しては基礎データを取得するため、医療経済の実態に関する調査が実施されてきた。実態調査は医療機関の経営(損益)実態など改定のための貴重な情報基盤を提供してきたが、いっつかの課題も抱えている。

その一つとして病院や診療所という「施設」の実態の把握に限定されていて、施設を運営する「法人」の視点が欠けている点がある。課題に対処し改定のための適切な情報基盤を整備する必要がある。

本稿では課題を抱える実態調査を補完する資料として、医療法人が都道府県などに毎期提出する財務諸表を含む事業報告書を活用することを提案する。事業報告書により、全病院の約7割を経営する医療法人の経営実態を具体的に分析することを通じて、実態調査の課題の解決策を示す。

診療報酬改定の基礎データ

「施設」より「法人」の視点重視

報告書进行分析すると、純粋に病院施設のみを経営する法人は36%にすぎない。従って施設の経営実態から経営持続性があるようにみえても、経営体としての法人に経営持続性があるとは限らない。

また法人という視点を組み込まないと、施設の経営実態も適切に把握できない。施設の実態は当該施設を運営する法人が併営する施設事業の影響を強く受けており、併営施設事業の組み合わせ類型(多角経営類型)ごとに施設の実態がかなり異なるからだ。

事業報告書の活用を急げ

設事業の組み合わせ類型(多角経営類型)ごとに施設の実態がかなり異なるからだ。表に各類型の事業利益率を示した。まず表の上部では、

医療法人の事業利益率(2013年度)

	多角経営類型別				全体	
	病院のみ型	病院診療所型	老健型	病院診療所老健型		
法人数	2265	663	763	501	4192	
事業利益率	1.4%	2.6	3.3	3.0	2.1	
業務付帯	有り	2.1%	2.0	3.3	3.2	2.6
	無し	1.0%	3.2	3.3	2.4	1.7
病床種類別	一般型	0.6%	3.2	2.2	2.6	1.5
	療養型	1.8%	2.6	4.8	4.6	2.7
	精神型	1.9%	2.3	2.8	3.9	2.3
	ケア型	1.6%	2.0	3.3	2.5	2.2

これは法人の利益率であり病院よりも利益率が良い老健型で、付帯業務事業を運営せず事業多角化していない法人(1.0%)は特に低い。

検証の必要はあるが、この利益率の差の背景には法人内の各種施設事業間の柔軟な連携による相乗効果もあると考えられる。近年の診療報酬政策の下では、次の機能段階(退院後)の施設事業と一体化に最適なタイミングで連携するかが経営上極めて重要であり、その観点からは法人内連携の方が優れているからだ。

実態調査では併営状況を考慮しておらず、各多角経営類型の病院をひとまとめにした「平均」としての経営実態のみが把握されている。前述したように、多角経営類型ごと

に病院自体の利益率に大きな差がある状況では、経営持続性を測るうえで問題が多い。例えば実態調査の「(高齢者)長期入院する」療養病床を有しない「病院群」の利益率は1.1%。だが事業報告書を分析すると、同じ病院群の病院のみ型の利益率はマイナスイメージであり、医療法人の過半を占める病院のみ型と実態調査(平均)の利益率には大きな乖離がある。

実態調査は精神病床や療養病床という病床種類に基づく病院群ごとの実態を把握してきた。だが多角経営類型間の利益率の差も大きいため、今後はこうした類型による違いも把握する必要がある。

また従来、病床種類別別の分析を基に療養病床中心の病院療養型の方が一般病中心の病院(一般型)より経営実態が良いと指摘されてきた。その状況は多角経営類型により異なることも事業報告書の分析から判明した。

このまま経営実態把握に際する多角経営類型の視点の重要性を明らかにしつつ、事業報告書が実態調査を補完できることを示した。事業報告書による補完のメリットは、ほかにも挙げられる。

実態調査では診療報酬改定前後の実態の厳密な変化を把握できないが、分析対象の多い事業報告書では可能だ。改定の厳密な影響評価には、3月期決算法人に限定して各年度の実態を把握する必要があるが、実態調査では限定集計するに十分な回答数がない。事業報告書で3月期決算法人(全体の76%程度)に限定するか否かで、分析対象病院群によっては結果に大きな差が確認された。例えば実態調査の「療養病床を有しない」病院群では、限定前後で1.1%もの差がみられた。

また実態調査では、3月期決算法人に限定しても毎回集計対象が異なるため、1回の改定の前後比較が可能となるだけだ。一方、事業報告書は、全法人に提出義務があるため、複数回の改定をまたぐ経年的な実態の推移も比較でき、診療報酬政策の中長期的な影響評価も可能となる。

事業報告書の活用により医療機関の回答負担なしに実態調査を適切に補完できる。短期および中長期の観点から、平均ではなく多角経営類型別に経営実態をきめ細かく把握して、診療報酬改定のための財務情報基盤を整備できる。

なお今回は2013年度データを基に分析した。実態調査と同時に最新年度データを公表できるよう、厚労省が主導して事業報告書の早期収集・分析が求められる。